

○小山町こども医療費助成規則

平成10年3月6日

規則第1号

改正 平成11年3月18日規則第6号

平成11年9月22日規則第17号

平成13年3月23日規則第11号

平成14年2月28日規則第3号

平成14年12月10日規則第24号

平成17年3月4日規則第5号

平成19年5月28日規則第18号

平成20年3月25日規則第2号

平成24年3月30日規則第17号

平成25年3月27日規則第11号

平成28年3月18日規則第14号

小山町乳幼児医療費助成規則（平成8年小山町規則第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、保護者のこども医療費負担の軽減を図るため、医療費助成金（以下「助成金」という。）を支給し、こどもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) こどもとは、本町に住所を有し、かつ、社会保険各法の規定による被扶養者であつて、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部の課程を修了する日の属する月の末日までのものをいう。

(2) 保護者とは、父母等親権を行う者又は未成年後見人その他こどもを現に監督保護する者で、本町に住所を有するものをいう。

(3) 社会保険各法とは、次の法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(4) 医療費とは、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）又は訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）によりそれぞれ算定し合算した額をいう。

(5) 保険給付とは、健康保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療養費、療養費、保険外併用療養費、特別療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び高額療養費をいう。

(6) 徴収額等とは、母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4の規定により徴収する額、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の20の規定による自己負担額、同法第56条第2項の規定により徴収する額（同法第50条第5号に掲げる費用にかかるものに限る。）、同法第56条第5項の規定により支払を命ずる額、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定による自己負担額、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第31条の規定により徴収する額、特定疾患治療研究事業（昭和48年厚生省衛発第242号公衆衛生局長通知）第5の2の一部負担額、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第2項の規定により負担させることとする額又は同法第37条の2第1項の規定により患者に負担させることとする額をいう。

(7) 一部負担金とは、社会保険各法の規定により保険給付の支給等を受ける者が負担すべき額をいう。

(助成対象医療費)

第3条 助成の対象は、こどもに係る医療費とする。ただし、当該医療費のうち、法令又は他の施策に基づいて国、県又は町が行う医療費の助成を受けることができる部分の医療費、第三者の行為による傷病に係る医療費並びに保険給付の対象とならない医療費、入院証明書料、差額ベット料等は、除く。

(助成額)

第4条 助成の額は、前条に規定する助成対象医療費から保険給付を控除した額又は徴収額等とする。

(受給者証の交付申請)

第5条 助成金を受けようとする保護者は、子どもが記載されている社会保険各法に規定する療養の給付を受ける資格を証する書類（以下「被保険者証」という。）を提示し、**小山町子ども医療費受給者証交付申請書**（様式第1号）に、主たる生計維持者の源泉徴収票又は**市区町村長が発行する所得を証明する書類**（以下「所得証明等」という。）を**添付して町長に提出する**ものとする。ただし、所得証明等は、申請者の了解のもとに、町長が所得額の確認ができるときは、その添付を省略することができる。

2 前項の所得証明等は、前年の所得額を証明する書類とする。ただし、1月から6月までの間にあっては、前々年の所得額を証明する書類とする。

(受給者証の交付)

第6条 町長は、前条及び次条の規定による申請を認めたときは、小山町子ども医療費受給者証（様式第2号。以下「受給者証」という。）を保護者に交付する。

(受給者証の再交付)

第7条 受給者証を損傷し、又は紛失したために、受給者証の再交付を受けようとする保護者は、小山町子ども医療費受給者証再交付申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(受給者証の保険医療機関等への提示)

第8条 保護者は、子どもが医療費の助成を受けようとするときは、病院、診療所、保険薬局又は柔道整復師施術所（以下「保険医療機関等」という。）の窓口に被保険者証とともに受給者証を提示しなければならない。ただし、保険医療機関等が県外にあるときは、受給者証の使用はできないものとする。

(現物給付の支払手続き)

第9条 町長は、保険医療機関等に対する支払事務等の処理を静岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託するものとする。

2 国保連合会は、保険医療機関等から提出された乳幼児医療費請求書に基づき、町長に対して費用の請求を行うものとする。

3 前項の費用は、国保連合会の支払事務手数料及び保険医療機関等の事務手数料を含むものとする。

4 町長は、前2項の規定により請求があったときは、所定の期日までに国保連合会に対して当該費用の全額を支払うものとする。

(償還払とする場合)

第10条 現物給付を受けることができなかつた次の各号のいずれかに該当する保護者は、償還払を受けることができる。

- (1) 受給者証の交付までに日数を要し、その間に病院等に受診した場合
- (2) 県外の保険医療機関等に受診した場合
- (3) 保険給付の対象となる補装具に係る費用
- (4) 保険給付に準じて行われるはり灸師の施術を受けた場合
- (5) 公費負担医療制度の給付の対象となる場合
- (6) その他現物給付によることができないと認めた場合

(助成金の交付申請)

第11条 前条の規定による一部負担金を支払い、助成金の支給を受けようとする保護者は、受給者証を提示して小山町こども医療費助成申請書(様式第4号)に、医療機関が発行した領収書の写しを添付して町長に提出するものとする。

2 保険者又は健康保険組合等から療養費の支給を受け、助成金の支給を受けようとする保護者は、その月の翌月15日までに、受給者証を提示して前項の申請書に保険者又は健康保険組合等へ療養費の支給申請に使用した診療報酬明細書若しくは領収書及び保険者又は健康保険組合等からの支払通知書を添付して町長に提出するものとする。

(助成金の支給)

第12条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を確認し、助成金の額を決定し、保護者に支給するものとする。

(変更届)

第13条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、小山町こども医療費受給者証交付申請事項変更届(様式第5号)に、受給者証を添付して速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 第5条第1項の受給者証交付申請書に記載した事項に変更が生じたとき。
- (2) 加入している医療保険に変更があったとき。

(受給者証の返還)

第14条 保護者は、受給者証の有効期限が経過したとき、補助対象の要件に該当しなく

なったとき、又は紛失した受給者証を発見したときは、受給者証を速やかに町長に返還するものとする。

(申請期間)

第15条 保護者が助成金の申請を行うことのできる期間は、こどもが保険給付を受けてから1年以内とする。ただし、公費負担医療制度において費用徴収等をされた額については、その決定があった日から起算して1年以内とする。

(療養費用の算定方法)

第16条 この規則に基づく療養に係る費用の算定方法は、すべて健康保険法第76条第2項に基づき、厚生労働大臣が定めたところによるものとする。

(起算日等)

第17条 この規則に基づく医療費助成の対象となる起算日は、出生の日又は転入の日からとする。

2 医療費助成の対象となる終期は、死亡の日又は転出した場合にはその転出日の前日までとする。

(助成金の返還)

第18条 町長は、偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けた保護者があるときは、その者から助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 保護者は、こどもが第三者の行為によって療養を受け当該療養に係る損害賠償を受けたときは、当該賠償金額の限度において助成金を町長に返還しなければならない。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の小山町乳幼児医療費助成規則の規定は、平成10年4月1日以降に医療を受けた者について適用し、同日前に医療を受けた者については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年3月18日規則第6号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の小山町乳幼児医療費助成規則は、平成11年4月1日以降に医療を受けた者について適用し、同日前に医療を受けた者については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年9月22日規則第17号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の小山町乳幼児医療費助成規則の規定は、平成11年10月1日以降に医療を受けた者について適用し、同日前に医療を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月23日規則第11号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の小山町乳幼児医療費助成規則の規定は、平成13年4月1日以降に医療を受けた者について適用し、同日前に医療を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成14年2月28日規則第3号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の小山町乳幼児医療費助成規則の規定は、平成14年4月1日以降に医療を受けた者について適用し、同日前に医療を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成14年12月10日規則第24号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の小山町乳幼児医療費助成規則の規定は、平成15年1月1日以降に医療を受けた者について適用し、同日前に医療を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月4日規則第5号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月28日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月25日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
（小山町小中学生医療費助成規則の廃止）
- 2 小山町小中学生医療費助成規則（平成19年小山町規則第3号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 改正後の小山町こども医療費助成規則の規定は、平成20年4月1日以降に医療を受けた者について適用し、同日前に医療を受けた者については、なお従前の例による。
- 4 改正前の小山町乳幼児医療費助成規則第6条の規定により交付された小山町乳幼児医療費受給者証は、当該受給資格者証の有効期間の満了する日までの間は、改正後の小山町こども医療費助成規則第6条の規定により交付された受給者証とみなす。

5 小山町小中学生医療費助成規則の規定に基づき平成20年3月31日以前に診療等を受けた医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月27日規則第11号）抄

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日規則第14号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

No. _____

小山町子ども医療費受給者証交付申請書

こども	(ふりがな) 氏名		男・女
	生年月日	年 月 日生	第 子
	個人番号		

加入 医療 保険	保険の種類	1 協会健保 2 健康保険組合 3 共済 4 船員 5 国民健康保険 6 その他()		
	保険者名			
	保険者所在地	(TEL)		
	被保険者氏名			
	被保険者証	記号		番号

上記のとおり子ども医療費の助成を受けたいので受給者証の交付を申請します。なお、保険者への高額療養費の請求及び受領については、小山町長に委任します。

小山町長 様

年 月 日

申請者 (保護者)	住所	(TEL)		
	氏名		①	こどもとの続柄
	個人番号			
主たる生計維持者	住所	(TEL)		
	氏名		①	こどもとの続柄
	個人番号			

(注) 子ども、申請者(保護者)、主たる生計維持者の個人番号がわかるものと、申請者(保護者)、主たる生計維持者の本人を確認する書類を持参してください。

様式第2号(第6条関係)

(表面)

こども医療費受給者証			
公費負担者番号		受給者番号	
こども	氏名		男・女
	生年月日	年 月 日	
保護者	住所		
	氏名		
有効期間		年 月 日から	
		年 月 日まで	
自己負担金	入院	なし	
	通院	なし	
摘要	入院時食事療養費標準負担額は助成対象		
年 月 日 静岡県駿東郡小山町長 印			

(裏面)

注 意 事 項
1 この証は、医療費の助成を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
2 医療機関等で診療を受けるときは、 <u>その都度必ず窓口</u> に提示してください。 この証を提示しないと医療費の助成が受けられません。
3 保険の対象とならないもの(入院証明書料、外来紹介状が必要な病院の紹介なし患者負担額、特別な病室に入ったり特別なサービスを受けた場合の負担額など)は、助成の対象にもなりませんので、全額医療機関の窓口で支払ってください。
4 この証は、静岡県外の医療機関では使用できませんが、有効期間内に県外で診療を受けたときは申請(受診日より1年以内)により、助成を受けることができます場合があります。
5 この証の記載事項に変更が生じたとき又は加入している健康保険に変更があったときは、必ず小山町に届け出てください。
6 他の市町村へ転出する場合には、この証を小山町へ返却し、転出先の市町村で新たに受給者証の交付を受けてください。
7 この証を破損したり、紛失したときは、再交付を受けてください。

様式第3号(第7条関係)

小山町子ども医療費受給者証再交付申請書

年 月 日

小山町長 様

住 所
保護者 氏 名
電話番号



次の理由により、小山町子ども医療費受給者証の再交付を申請します。

こ ど も	ふりがな 氏 名	男 女	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	小山町		
再 交 付 の 理 由				
紛失等年月日	年 月 日頃			

(注) 破損又は汚損の場合は、受給者証を添付してください。

様式第4号(第11条関係)

小山町子ども医療費助成申請書

受給者証	受給者番号		子ども	ふりがな	男女
	有効期限	自 年 月 日 至 年 月 日		生年月日	年 月 日
加入保険	保険の種類	1政管 2組合 3共済 4船員 5国保 6その他()	保険者証 記号番号		
	被保険者名		保険者名		
振込先	銀行 農協 信用金庫	本店 支店	1普通	口座番号	
			2当座	フリガナ	
				口座名義	
<p>上記のとおり子ども医療費助成を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>小山町長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 保護者 氏 名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">㊞</p>					

様式第5号（第13条関係）

No. _____.

小山町子ども医療費受給者証交付申請事項変更届

年 月 日

小山町長 様

申請者 (保護者)	住所	小山町 〒 ()
	氏名	(印)
子ども	氏名	
	生年月日	年 月 日
	個人番号	

次のとおり、小山町子ども医療費受給者証交付申請の内容に変更がありましたので届け出ます。

変更事項		変更年月日	変更前	変更後
受給者	住所			
	氏名			
保護者	住所			
	氏名			
	変更後の個人番号			
加入医療保険	被保険者証の記号・番号			
	保険者			
主たる生計維持者	住所			
	氏名			
	変更後の個人番号			
その他				

(注)

- 1 こどもの個人番号がわかるものと、申請者（保護者）の本人を確認する書類を持参してください。
- 2 加入医療保険の変更の場合は、新しい保険証を持参してください。
- 3 保護者・主たる生計維持者の変更の場合は、それぞれの個人番号がわかるものを持参してください。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 1 1 条関係)

様式第 5 号 (第 1 3 条関係)